

河合町 国土強靱化地域計画

令和 7 年 3 月

奈良県 河合町

【 目 次 】

I. 地域の特性

II. 国土強靱化地域計画策定にあたって

1. 計画の位置づけ

2. 計画期間

III. 基本目標

IV. リスクシナリオの設定

1. 想定される災害(リスク)

2. リスクシナリオの設定

V. 地域強靱化を推進するうえでの基本的な方針

VI. 施策ごとの推進方針

≪別紙1≫ 推進方針の具体的な施策

≪別紙2≫ 掲載事業一覧

I. 地域の特性

《河合町の位置と地勢》

本町は、奈良県の北西部を占める奈良盆地中央部西寄りにあって、北葛城郡の北部に位置している。そして葛下川、佐味田川、高田川、不毛田川及び曾我川がそれぞれ本町で大和川に合流し、町の北境を西へ流れている。

東は曾我川を境として川西町と三宅町とに接し、西は王寺町と上牧町、南は広陵町に接していて、中小の丘陵が美しい起伏をくり返している。

河合町の概要を下の表に示す。

■ 町の概要

人 口	16,576 人(うち男7,718 人 女8,858 人)
世帯数	7,941 世帯
面 積	約 8.23 km ²
東 経	135度44分
北 緯	34度34分
海 抜	63.9 m

(令和7年1月末現在)

《気候の特性》

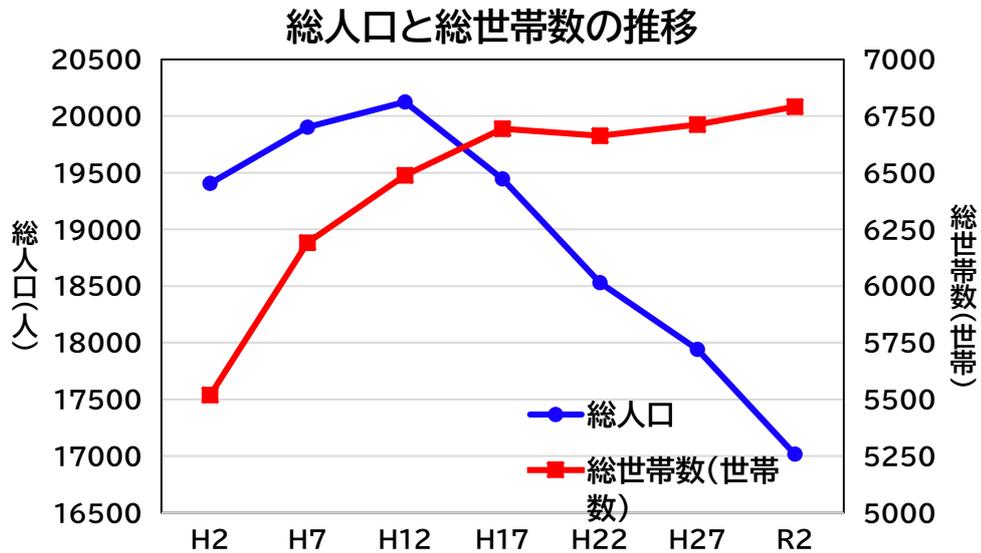
河合町の気候は瀬戸内海性気候と内陸性気候の影響を受けており、比較的温暖で一日の寒暖の差がやや大きいという特徴をもっている。また、奈良盆地の西部に位置していることから、夏は蒸し暑く、冬は冷え込むといった盆地特有の気候を有している。

直近の観測地点である田原本でのここ10年の平均年間降水量は1400 mm程度と、全国平均より300 mm程度少ないという特徴をもっている。

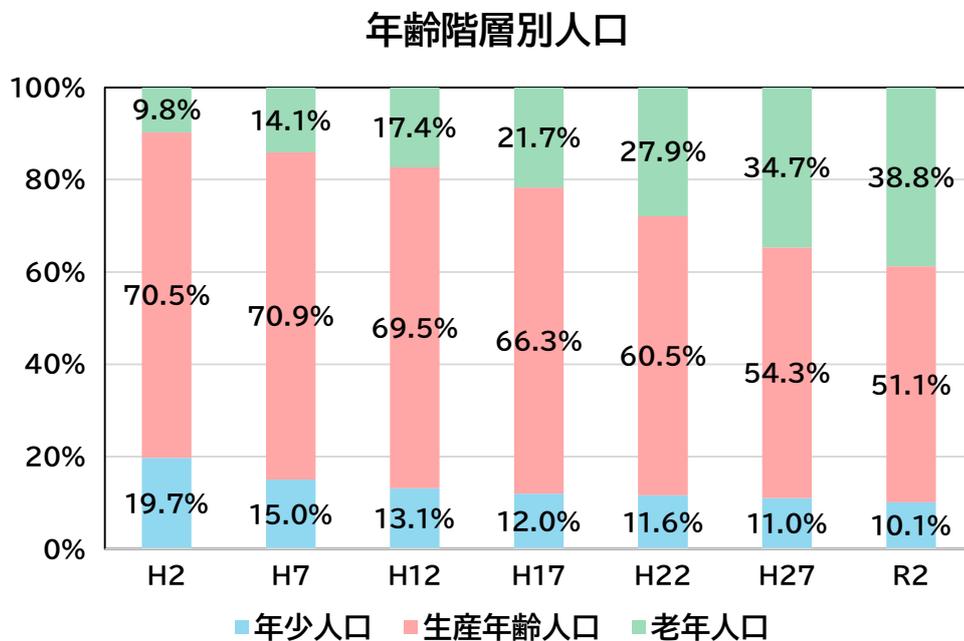
《人口の推移、年齢構成等》

本町の人口は、平成12年の約2万人をピークに年々減少が続いており、今後も減少傾向が続くと予想されている。一方で、世帯数は平成17年以降ほぼ変化は見られない。

年齢構成をみると、高齢者人口(65歳以上)の割合が増加を続け、平成17年(2005年)では21.7%となっており、既に超高齢社会へと突入している。



※出典:「国勢調査」(総務省)



※出典:「国勢調査」(総務省)

II. 国土強靱化地域計画策定にあたって

1. 計画の位置づけ

国土強靱化基本法では、その第13条に「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化地域計画」という。)を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

当計画は、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するた

め、基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本町の国土強靱化の指針となるものである。また、河合町総合計画との整合を図りながら、地域防災計画をはじめとする本町が有する様々な分野の計画等の指針となるものである。

2.計画期間

本町地域計画は、長期を展望しつつ、今後の社会経済情勢等の変化に対応できるよう、令和11年度までの5年間とするが、必要に応じて見直すものとする。

Ⅲ.基本目標

本町は、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進するため、奈良県国土強靱化地域計画との整合を図りながら、以下の3つを「基本目標」とした。

I 人命を守る

II 住民の生活を守る

III 迅速な復旧・復興を可能とする。

Ⅳ.リスクシナリオの設定

本計画を策定するにあたり、県計画に示された「想定するリスク」を基本に、大規模自然災害に対する本町のリスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)の設定を行った。

リスクシナリオは、まず本町に甚大な被害を及ぼす自然災害を「想定されるリスク」とし、維持・早期回復が必要な重要機能を念頭に置きながら、地理的・地形的特性、気候的特性、社会経済特性等を踏まえて設定した。

次に、この事態を回避するために行わなければならない取組を検討するとともに、本町及び奈良県等が実施している取組を整理し、その進捗状況や達成度について指標を用いて把握することにより、課題を抽出した。

1.想定される災害(リスク)

住民の生活・本町の経済に甚大な影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定されるが、国の国土強靱化基本計画、奈良県国土強靱化地域計画が大規模自然災害を対象としていることを踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とし、地震、水害、土砂災害それぞれについて、以下のとおり具体的な災害を想定した。

ただし、想定した災害の被害を超える事態が発生することも念頭におきながら、検討を進めた。

(1).地震

① 内陸型地震(奈良盆地東縁断層帯)

奈良県が公表している「第2次奈良県地震被害想定調査」では、奈良県内に8つの起震断層を設定して被害を想定した。特に本町の被害が大きいとされている中央構造線断層帯、生駒断層帯による地震の特徴は以下のとおりである。

○地震動(揺れ)

・町内で震度 6 強から震度7の揺れが想定される。

○人的被害

・死者の約90%が揺れによるものであり、約40～50人程度と想定される

・負傷者の約90%が揺れによるものであり、約220～230人程度と想定される。

○建物被害

・建物被害のほぼ100%が揺れによるものであり、全壊は1,050～1,100棟、半壊は900～950棟程度と想定される。

○避難者数(最大と見込まれる1週間後)

・避難者が最大となる1週間後の避難者数は約7,000人程度と想定される。

② 海溝型地震(南海トラフ巨大地震)

南海トラフ巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、最新の科学的知見に基づき、最大クラスの地震について、地震規模マグニチュード9.1と推計されている。なお、参考として、中央防災会議防災対策推進検討会議の下に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」における、奈良県内の被害想定について、以下のとおり掲載する。

○人的被害及び建物被害

奈良県内の人的被害及び建物被害については、震源、季節、時間帯などにより複数のケースについて被害想定が示されている。その最大値及び最小値は次のとおり。

<奈良県内における人的被害・建物被害の想定(令和元年6月 再計算)>

	基本ケース (被害が最少の場合)	陸側ケース (被害が最大の場合)
県内市町村における最大震度の分布	6強:2市町村 6弱:35市町村 5強:2市町村	6強:27市町村 6弱:12市町村 5強:なし
死者数	約60人	約1,300人
建物全壊棟数	約6,500棟	約38,000棟

※河合町で想定される最大震度は基本ケースで震度6弱、陸側ケースで震度6強とされている。

<奈良県内における施設等の被害想定(令和元年6月 再計算)>

被害想定項目		県内の想定被害 (最大値)
ライフライン施設被害	上水道(断水人口)	約120万人
	下水道(支障人口)	約 97万人
	電力(停電軒数)	約 88万軒
	固定電話(不通回線数)	約15万回線
	ガス(都市ガス供給停止戸数)	約3万8千戸
交通施設被害	道路施設被害(箇所数)	約930箇所
	鉄道施設被害(箇所数)	約810箇所
避難者数	発災1日後	約10万人
	発災1週間後	約26万人
	発災1ヶ月後	約20万人
帰宅困難者数		約13万人
被災可能性のある国宝・重要文化財(施設数)		37施設
孤立可能性のある集落数(農業集落)		47集落

(2)水害 ～大和川大水害～

台風 10 号が紀伊半島の南海上を北上。昭和57年8月2日0時に渥美半島西部に上陸して、2日5時頃には能登半島から日本海へ抜けた。

一方、台風第9号が中国大陸で温帯低気圧に変わり、2日夜には九州南岸を経て3日昼頃に紀伊半島を通過した。

奈良県では、7月31日夜半から、台風前面の停滞前線も活発化して大雨となり、8月2日午後には一旦天候が回復したものの、同日午後10時には再び大雨となり3日午後まで降り続いた。

奈良市における雨量をみると、8月1日160ミ(観測開始以来2番目)、8月3日155.5ミ(同3番目)という記録的な豪雨となった。

これにより、王寺町で大規模な浸水被害が発生したほか、奈良県内各地で浸水被害や土砂崩れが発生し、死者・行方不明者16名、家屋全壊24棟、半壊・一部破壊34棟、床上浸水5,573棟、床下浸水5,084棟という甚大な被害となった。

本町でも、佐味田川流域や不毛田川流域など一部地域では浸水被害が発生しており、対策を取る必要がある。

(3)土砂災害 ～紀伊半島大水害～

台風第12号が北上し、9月2日に四国に接近、3日午前10時頃高知県東部に上陸した。その後もゆっくり北上を続け、四国・中国地方を縦断して4日朝に日本海に抜けた。奈良県内では、台風接近に伴い30日夜から雨が降りはじめたが、台風が遅かったため、9月4日の午前9時頃まで長時間継続した。

総降水量は、上北山のアメダスで1,812.5ミリ、国土交通省が大台ヶ原に設置した雨量計では2,436ミリが観測されている。また、72時間降水量も上北山のアメダスで1,652.5ミリと観測史上最大値を更新し、十津川村風屋のアメダスでも1,303ミリを記録するなど奈良県南部全域で経験したことがないような大雨となった。これに伴い、「深層崩壊」と考えられる大規模な斜面崩壊が多数発生し、河道閉塞による土砂ダムが4カ所で発生した。

本町では、この台風による大きな被害は発生していない。しかし、泉台と佐味田の一部地域にて土砂災害警戒区域に指定されている地域は存在するので、今後の気象状況に備え、対策を取る必要がある。

2. リスクシナリオの設定

県が設定したリスクシナリオを参考に、各基本目標に応じた、1から6までの施策分野を設定し、対象とするリスク及び本町の特性を踏まえ「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を各分野に分類した。

I 人命を守る

- 1 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施
- 2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施

II 住民の生活を守る

- 3 住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持
- 4 ライフラインの確保
- 5 二次災害の防止

III 迅速な復旧・復興を可能とする

- 6 地域社会、経済の迅速な再建・回復

	施策分野	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)
1	地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施	1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生 1-2 異常気象等による広域かつ長期的となる浸水の発生 1-3 大規模土砂災害による犠牲者の発生 1-4 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生

2	救助・救急、医療活動等の迅速な実施	2-1 被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資の長期停止 2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び活動ルートの長期間の寸断 2-3 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶 2-4 避難所における疫病と感染症の大規模発生
3	住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持	3-1 町職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全 3-2 被災による治安の悪化 3-3 食料等の安定供給の停滞
4	ライフラインの確保	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間停止 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態 4-3 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 4-4 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止 4-5 上水道等の長期間にわたる供給停止 4-6 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 4-7 地域交通ネットワークが分断する事態
5	二次災害の防止	5-1 風評被害等による地域経済への甚大な影響 5-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生
6	地域社会、経済の迅速な再建・回復	6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞より復旧・復興が大幅に遅れる事態 6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 6-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

V. 地域強靱化を推進するうえでの基本的な方針

本町の強靱化を進めるうえで、国土強靱化の理念を踏まえ、「基本計画」において定められている、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興、国際競争力の向上等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な地域づくりについて、大和川大水害や紀伊半島大水害など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の基本的な方針に基づき地域強靱化を推進する。

(1)地域強靱化の取り組み姿勢

- i 本町の強靱化を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から分析し、取組にあたる。
- ii 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたる。
- iii 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高める。

(2)適切な施策の組み合わせ

- i 災害リスクや地域の状況等に応じて、施設の整備や耐震化等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進する。
- ii 「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、国、地方公共団体、住民及び事業者等が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- iii 非常時だけでなく、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3)効率的な施策の推進

- i 住民の需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- ii 限られた資金を最大限に活用するため、民間資金の積極的な活用を図る。

(4)地域の特性に応じた施策の推進

- i 人のつながりやコミュニティ機能を向上させ、各地域において強靱化を推進する担い手が活動できる環境整備に努める。
- ii 女性、高齢者、子ども(乳幼児)、障害者及び外国人等に十分配慮する。
- iii 地域の特性に応じて、環境との調和や景観の維持に配慮するとともに、自然との共生を図る。

VI.施策ごとの推進方針

リスクシナリオを回避し、最悪の事態を回避するため推進方針は次のとおりとする。なお、推進方針の具体的な施策は、別紙のとおりとし、記載の事業等については、必要に応じ、適宜見直していく。

1地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施	
1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生	<ul style="list-style-type: none">・住宅等の倒壊は、住人の命を奪うだけでなく、倒壊により道路を塞ぐなど避難や救助活動の妨げに繋がることから、耐震事業を広く周知する(耐震ローラー作戦)など耐震化に努める。・地震の発生により家庭での室内安全対策として、家具等の転落・転倒防止対策の周知啓発を行う。・住宅用火災報知器設置、感震ブレーカーについては、普及啓発していく。・地域の実情を踏まえ、住民との課題の共有を進めながら、機動的な消防団組織への再編を進める。・消防関係車両の定期的更新を図る。・防災士・救急救命士の計画的な養成等により救急・救助体制の充実を図る。・大規模災害に備えた消防組織体制の充実強化と消防装備の整備に努める。・消防団の資器材の充実や、団員の研修・実務訓練による資質向上を促進する。
1-2 異常気象等による広域かつ長期的となる浸水の発生	<ul style="list-style-type: none">・洪水ハザードマップを作成し、周知する。・洪水発生多発地域の確認と住民への連絡体制を確立する。・河川監視カメラの適正管理とCATV及びHPへ映像を掲載する。・県と共に内水対策を促進する。
1-3 大規模土砂災害による犠牲者の発生	<ul style="list-style-type: none">・土砂災害ハザードマップを作成する。・土砂災害危険箇所の調査結果を周知する。・土砂災害区域内住民への連絡体制を確立する。・県と共に土砂災害危険箇所の対策を促進する。・土砂災害特別警戒区域内にある避難所の取扱いの検討をする。

	<p>1-4 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自らの命は自らが守る」意識を意識の徹底、正しい避難行動を周知する。 ・避難所での良好な生活環境の確保に努める。 ・防災行政無線の維持管理に努める。 ・Jアラート等の更新、維持管理に努める。 ・緊急速報メール(エリアメール)による情報伝達を実施する。 ・自主防災組織を主体とした訓練を実施する。 (避難行動訓練、避難所運営訓練等) ・移動系無線機器を更新する。
--	---

<p>2救助・救急、医療活動等の迅速な実施</p>	
	<p>2-1 被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資の長期停止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民に災害発生後1週間分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。 ・非常食及び飲料水の備蓄を進める。 ・物資支援に係る協定の拡充を図る。
	<p>2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び活動ルートの大規模寸断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害の規模や被災地ニーズに応じて受援が円滑に行われるよう国・県の指針に基づく具体的な方策を講ずる。 ・消防組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。 ・自主防災組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。 ・自衛隊、警察、消防等と合同訓練が実施できるよう努める。
	<p>2-3 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。 ・長寿命化計画に基づき橋梁の改修を図る。 ・ヘリポートの適正な維持管理を進める。 ・道路啓開計画を策定する。 ・各医療機関や医師会等各種団体と協定の締結に努める。 ・各医療機関や医師会等各種団体と合同訓練が実施できるよう努める。
	<p>2-4 避難所における疫病と感染症の大規模発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疫病・感染症の発生、まん延を防止するため、衛生・防疫体制の確立・強化を示した「避難所運営避難所運営マニュアル」の策定し周知する。 ・避難所における衛生環境に備え、簡易トイレ等の備蓄に努める。 ・自主防災組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。

3 住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持	
3-1 町職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全	<ul style="list-style-type: none"> ・職員啓発を継続し、危機管理体制の強化を図る。 ・地域防災計画、業務継続計画等を実用的なものに見直す。 ・業務システムのクラウド化と緊急通信回線の確保を図る。 ・災害発生後であっても必要な業務データは定期的にバックアップしておく。 ・重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。 ・非常用電源を確保する。
3-2 被災による治安の悪化	<ul style="list-style-type: none"> ・警察等と合同訓練が実施できるよう努める。 ・平常時より、各地域におけるコミュニティ活動の活性化を促し、相互扶助の意識醸成に取り組む。 ・各自主防災組織が訓練を実施する様に務め、併せて防犯意識も高める。 ・県、町が実施する訓練等を通じ、地域の防災リーダーを育成する。
3-3 食料等の安定供給の停滞	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送ルート確保のため、緊急輸送道路及びこれに接続する県道、町道の強靱化と整備を促進する。 ・食料等物資提供の協定の締結に努める。 ・物資輸送等に係る協定の締結に努める。 ・ヘリポートの適正な維持管理に努める。

4 ライフラインの確保	
4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間停止	<ul style="list-style-type: none"> ・重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。 ・小型発電機を整備し適正に管理する。 ・専用通信回線の遮断に備え、携帯電話回線等により通信の確保ができるよう、機材を整備するとともに訓練により備える。
4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態	<ul style="list-style-type: none"> ・全国瞬時警報システムの適正な運用管理を行う。 ・緊急時でも48時間を目安として、住民に情報が伝達できるように適正な設備の整備を検討する。 ・避難所、学校、保育所などの施設等に情報が伝達できるように適正な設備の整備を検討する。

4-3	<p>社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路付帯施設(電気、通信等)の早期復旧のため、迅速に道路啓開が可能なよう道路(国道、県道、町道)の整備を促進する。 ・上水道施設の耐震化を進める。 ・農業・林業集落施設の耐震化を推進する。 ・事業所等に対し事業継続計画を策定するよう、周知する。
4-4	<p>電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。 ・小型発電機を整備し適正に管理する。 ・ライフライン関係事業者等との協定の締結に努める。
4-5	<p>上水道等の長期間にわたる供給停止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上水道施設の耐震化を進める。 ・自家発電設備等の整備及び適正管理に努める。 ・水道用復旧用資材を備蓄する
4-6	<p>汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の耐震化を進める。 ・避難所における衛生環境に備え、簡易トイレ等の備蓄に努める。 ・清掃・衛生関係組合等との協定の締結に努める。
4-7	<p>地域交通ネットワークが分断する事態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。 ・町道を拡幅するなどの整備を促進する。 ・道路の分断において、代替ルートの確保の検討、バス事業者等の関係機関との連携強化

5 二次被害の防止	
5-1	<p>風評被害等による地域経済への甚大な影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風評被害が拡散しないよう町内外に正確な情報を発信する体制を整備する。
5-2	<p>貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯水池やため池の改修や点検に努める。 ・ため池ハザードマップを策定する。

6 地域社会、経済の迅速な再建・回復	
6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞より復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物発生量の推計、仮置き場選別、処理方法等について、具体的な候補地も含めて検討しておく。 ・一般廃棄物処理業者等との協定締結を推進する。
6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・町に定住を希望する者に対し、支援を実施することにより、地域の担い手を確保し、持続ある地域コミュニティの形成を図る。 ・要配慮者や生活困窮者が気軽に相談できる相談支援事業の充実を図る。 ・各自主防災組織において、定期的な防災訓練を実施する。 ・防災・減災に関する活動リーダーの育成や防災講習等を実施する。 ・学校及び保育所等において防災研修や訓練を実施する。 ・自主防災組織、消防団、老人会、地域サロン団体など、団体間交流を活発化し地域コミュニティの結びつきを強くする。

≪別紙1≫ ※事業内容については≪別紙2≫を参照

◆推進方針の具体的な施策◆

推進方針の具体的な施策は、以下のとおりである。

1 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施

発災時、人命の保護が最大限図られるよう備える。

1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生

- 災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する(政策調整課)
- 住宅等の耐震化をすすめるため、無料の耐震診断を実施(政策調整課)
- 既存木造住宅の地震に対する安全性向上のため、耐震改修工事の実施者に、費用負担を軽減するために工事補助金を交付する。(政策調整課)
- 地震等に対する安全性向上のため、倒壊する恐れのある危険なブロック塀撤去工事の実施者に、費用負担を軽減するために撤去工事補助金を交付(政策調整課)
- 消防団無償貸付車両制度及び奈良県消防力支援事業を活用し、消防団車両の更新を図る(政策調整課)
- 消防団員の確保を図るとともに、常備消防との連携強化、団員の知識・技術向上を図る。(政策調整課)
- 消防団員安全装備品整備等助成事業等を活用し、消防団用資機材や装備品の充実を図る。(政策調整課)
- 全消防分団による訓練を定期的に行う。(政策調整課)
- 社会資本整備総合交付金を活用することで、公営・改良住宅関連事業を計画的に実施するためにストック改善事業の設計・施工をする。(住宅課)
- 空き家バンク等を活用し空家の再生や除却、修繕等を推進する。(空家の所有者と利用者のマッチングを図る。)(住宅課)
- 空公共施設(河合第3小学校など)について、地域で活用できる施設に転換を図る。(課建設課)
- 地域住民にとって最も身近な避難場所となる都市公園の長寿命化を図り、避難生活の環境向上に取り組む。(都市計画課)

1-2 異常気象等による広域かつ長期的となる浸水の発生

- 総合防災マップに浸水想定区域等の情報を掲載し、町民に周知する。(政策調整課)
- 台風や豪雨による内水氾濫に起因する床上・床下浸水を解消するため、奈良県平成緊急内水対策事業による不毛田川内水対策事業を実施する。(建設課)

1-3 大規模土砂災害による犠牲者の発生

- 決壊すると下流に甚大な被害を与える恐れのある防災重点ため池及び特定農業用ため池について、堤体が決壊した場合に迅速且つ安全に避難ができるよう施設点検及び詳細・耐震調査の実施、ハザードマップの作成等を行う。(建設課)

1-4 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生

- 住民一人ひとりが日頃から災害に関する知識を習得し、備えるために、防災知識の普及啓発や防災教育、防災訓練等を継続して実施する。(政策調整課)
- 全国瞬時警報システム(Jアラート)や奈良県防災行政通信ネットワークの定期点検を実施する。(政策調整課)
- 登録制メール、町ホームページによる情報伝達手段を町民に周知・登録を促進し、緊急速報メール(エリアメール)については瞬時に対応できるよう構築する(政策調整課)
- 避難行動要支援者名簿の定期的な更新を行い、同意のあった要支援者の情報を自主防災組織、民生児童委員、消防署、警察署等と平常時から情報を共有し、支援体制を継続する。(政策調整課)
- 各避難所へ保管する備蓄品の購入を進める。(政策調整課)
- 移動系行政無線を必要に応じ、更新していく。(政策調整課)

2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施

災害発生直後から、救助・救急、医療活動等が迅速に行えるよう備える。

2-1 被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資の長期停止

- 防災マップ等の活用や出前講座を通じ、1週間分の非常用食料の自発的な備蓄を促進する。(政策調整課)
- 計画的な現物備蓄及び流通備蓄の実施により、食料・飲料水、生活必需品等、必要となる物資を確保するとともに、定期的な更新を行う。(政策調整課)
-

- 家庭や企業による自主備蓄や町による備蓄物資の不足に備えて、企業等との救援物資供給協定による流通備蓄の拡充を図る。(政策調整課)
- 広域避難所への人員や物資の供給、救助・救急、医療活動などの停滞を防ぐために、緊急輸送道路(町指定)、1級町道・2級町道、河合町道路個別施設計画に記載する道路の、舗装の修繕を行い交通輸送を確保する。(建設課)

2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び活動ルートの大規模寸断

- 自主防災組織の結成を促進し、その活動資金を補助する。(政策調整課)
- 消防団員の確保を図るとともに、常備消防との連携強化、団員の知識・技術向上を図る。(政策調整課)
- 消防団員安全装備品整備等助成事業等を活用し、消防団用資機材や装備品の充実を図る。(政策調整課)
- 奈良県総合防災訓練や林野火災消火訓練に参加することを通じ、地域の防災力向上を図る。(政策調整課)

2-3 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶

- 医師会と災害時の救援協定を締結することで、災害時の医療体制の拡充を図る。(政策調整課)

2-4 避難所における疫病と感染症の大規模発生

- 簡易トイレ等を計画的に備蓄する。(政策調整課)

3 住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持

3-1 町職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全

- 内閣府(防災担当)が示す「災害に係る住家の被害認定基準」等を基に奈良県等が行う罹災証明を発行するための研修に積極的に参加し、被害認定調査において核となる人材を育成する。(税務課)

3-2 被災による治安の悪化

- 住民自らが避難所の運営を行い、防犯にも備えることができるよう避難所運営訓練を実施する。(政策調整課)
- 災害発生後の空き巣・窃盗被害が増加しないよう、消防団が地元地域で警備ができる体制を構築する。(政策調整課)

3-3 食料等の安定供給の停滞

- 計画的な現物備蓄及び流通備蓄の実施により、食料・飲料水、生活必需品等、必要となる物資を確保するとともに、定期的な更新を行う。(政策調整課)
- 家庭や企業による自主備蓄や町による備蓄物資の不足に備えて、企業等との救援物資供給協定による流通備蓄の拡充を図る。(政策調整課)

4 ライフラインの確保

災害発生直後から電気・ガス・水道・交通・通信等ライフラインが確保できるよう備える。

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間停止

- 奈良県防災行政通信ネットワークの維持管理を行い、専用通信回線遮断時の情報伝達手段の確保を行う。(政策調整課)

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態

- 全国瞬時警報システム(J アラート) の維持管理を行い、発災時の町民への情報伝達に活用する(政策調整課)

4-3 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

- 奈良県LPガス協会広陵支部と連携し、災害時におけるLPガスの供給継続を図る。(政策調整課)

4-4 電力供給ネットワーク(発電所、送配電施設)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

- 奈良県LPガス協会広陵支部と連携し、災害時におけるLPガスの供給継続を図る。(政策調整課)
- 各部局の所管施設への非常用電源、太陽光発電・太陽光等の自然エネルギー、コージェネレーションシステム、蓄電池等の導入の検討及び関係企業・団体等への利用促進の啓発を継続する。(各部局)

4-5 上水道等の長期間にわたる供給停止

- 水道施設及び管路の耐震化を進める。(上下水道課)
- 給水拠点を設置し、応急給水を実施する。(上下水道課)

4-6 雨水・汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- 老朽化した下水道施設の改築を実施する。(上下水道課)
- 新設した下水道施設の耐震化を推進する。(上下水道課)
- 老朽化した雨水排水施設の改築を実施する。(建設課)
- 避難人数を把握し、避難所等に必要な仮設トイレを確保する。(政策調整課)
- 仮設トイレが不足する場合は、県に支援を要請し、必要に応じて他の自治体や関係機関に依頼し、必要数を確保の上、優先順位に配慮して設置を行う。(政策調整課)

4-7 地域交通ネットワークが分断する事態

- 災害発生時に、人員や物資、救助・救急、医療活動など緊急輸送にかかる交通輸送を確保し、被災後の経済活動を機能不全に陥らせないために、緊急輸送道路を跨ぐ橋梁の耐震補強及び河合町橋梁長寿命化修繕計画に基づく施設の適格な老朽化対策を実施する。(建設課)

5 二次災害の防止

制御不能な二次災害を発生しないよう備える

5-1 風評被害等による地域経済への甚大な影響

- 緊急速報メール(エリアメール)、登録制メール、町ホームページ等による情報伝達、また必要に応じて広報車両による広報、消防団による広報を活用し、町からの正確な情報伝達を行う。(政策調整課)

5-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生

- 決壊すると下流に甚大な被害を与える恐れのある防災重点ため池及び特定農業用ため池のうち、耐震基準に満たないため池について、耐震化を推進する。(建設課)

6 地域社会、経済の迅速な再建・回復

災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞より復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害の規模に応じ、県に支援要請し、民間団体等の支援を求める。(政策調整課)

6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 自治会及び自主防災組織等、地域コミュニティに対し、出前講座を開催し、啓発を促す。(政策調整課)

《別紙2》

掲載事業一覧

1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生

事業名	住宅・建築物安全ストック形成事業
事業期間	令和3年度～令和12年度
全体事業費	1,455万円
担当課	政策調整課

事業名	消防自動車更新事業
事業期間	令和5年度～令和9年度
全体事業費	5,410万円
担当課	政策調整課

事業名	公営住宅等ストック総合改善事業
事業期間	令和2年度～
全体事業費	37,100万円
担当課	住宅課

事業名	改良住宅ストック総合改善事業
事業期間	未定
全体事業費	未定
担当課	住宅課

事業名	空き家再生等推進事業
事業期間	令和4年度～
全体事業費	未定
担当課	住宅課

事業名	河合町公園施設長寿命化計画 (公園施設更新事業)
事業期間	令和7年度～
全体事業費	未定
担当課	都市計画課

1-2 異常気象等による広域かつ長期的となる浸水の発生

事業名	総合防災マップ作成事業
事業期間	令和7年度
全体事業費	478万円
担当課	政策調整課

事業名	不毛田川内水対策事業
事業期間	令和2年度～令和13年度
全体事業費	22億円
担当課	建設課

1-3 大規模土砂災害による犠牲者の発生

事業名	ため池ハザードマップ作成事業
事業期間	平成30年度～令和2年度
全体事業費	600万円
担当課	建設課

事業名	ため池耐震調査事業
事業期間	平成30年度～令和2年度
全体事業費	2,300万円
担当課	建設課

1-4 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生

事業名	奈良県防災行政通信ネットワーク衛星回線等再整備事業
事業期間	令和7年度
全体事業費	1,100万円
担当課	政策調整課

事業名	防災行政無線設備更新事業
事業期間	令和8年度
全体事業費	6,000万円
担当課	政策調整課

2-1 被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資の長期停止

事業名	災害対策備蓄品購入事業
事業期間	令和6年度～令和15年度
全体事業費	3,830万円
担当課	政策調整課

事業名	舗装修繕事業
事業期間	令和7年度～令和11年度
全体事業費	1億円
担当課	建設課

2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び活動ルート
の長期間の寸断

事業名	消防団屯所整備事業
事業期間	令和5年度～令和12年度
全体事業費	1,100万円
担当課	政策調整課

4-5 水道施設等の長期間にわたる機能停止

事業名	配水池関連施設整備事業
事業期間	令和3年度～令和5年度
全体事業費	20億5045万円
担当課	上下水道課

4-5 水道施設等の長期間にわたる機能停止

事業名	水道管路更新整備(耐震化)事業
事業期間	令和6年度～令和11年度
全体事業費	6億円
担当課	上下水道課

4-6 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

事業名	(第3次)河合町における安全で安心な暮らしを実現する下水道の整備(防災・安全)
事業期間	令和3年度～令和7年度
全体事業費	3億円
担当課	上下水道課

事業名	(第2次)河合町における安全で安心な暮らしを実現する下水道の整備
事業期間	令和3年度～令和7年度
全体事業費	5000万円
担当課	上下水道課

事業名	雨水排水管の更新整備
事業期間	令和7年度～令和8年度
全体事業費	2億円
担当課	建設課

4-7 地域交通ネットワークが分断する事態

事業名	河合町橋梁長寿命化修繕計画 (橋梁定期点検事業)
事業期間	令和6年度～令和10年度
全体事業費	4,000万円
担当課	建設課

事業名	河合町橋梁長寿命化修繕計画 (橋梁長寿命化修繕事業)
事業期間	令和7年度～令和11年度
全体事業費	3億円
担当課	建設課

事業名	河合町橋梁長寿命化修繕計画 (橋梁修繕事業【耐震補強】)
事業期間	令和7年度～令和11年度
全体事業費	1億円
担当課	建設課

5-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生

事業名	ため池実施計画策定事業
事業期間	令和7年度～令和11年度
全体事業費	1,500万円
担当課	建設課

事業名	ため池実施設計策定事業
事業期間	令和7年度～令和11年度
全体事業費	3,800万円
担当課	建設課

事業名	ため池耐震改修事業
事業期間	令和4年度～令和11年度
全体事業費	2億円
担当課	建設課